

直方市消防本部

―直方市火災予防条例一部改正―

施行日

令和8年
3月31日

問い合わせ
直方市消防本部
予防課
危険物係
0949-25-2302

簡易サウナ設備の基準が追加！

改正の背景

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外に設置されるテントサウナやバレルサウナ等の少人数で使用するプライベートサウナの設置が増加しており、消費熱量が小さなサウナに適応される基準を定めるため、全国的にサウナ設備に関する基準の見直しが行われました。

バレル型サウナ

円筒型かつ木製のもの

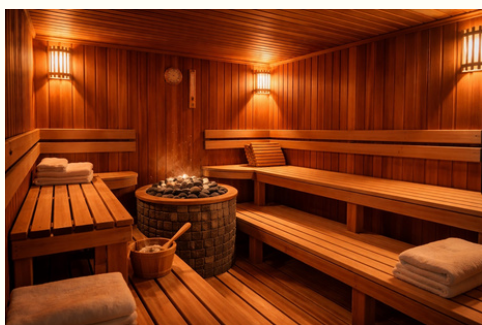


テント型サウナ

テントを活用したもの



本市においても火災予防条例を改正し、従前の「サウナ設備」を「簡易サウナ設備」と「一般サウナ設備」に分類し、適応される基準を定めています。



簡易サウナ設備とは？

浴場などに設置される固定式サウナとは異なり、屋外に設置するテントやバレルに設置される最大出力の ≤ 6 以下の薪ストーブ又は電気ストーブのことをいいます。

簡易サウナ設備は特徴として、壁や天井に可燃性材料が使われており、狭い空間のため可燃物との距離を設けにくい構造となっています。屋外又は直接外気に接する場所に設けることで、万が一引火した場合もすぐに避難や消火ができることから、従前の規制による離隔距離等の基準が緩和されています。

簡易サウナ設備の基準

離隔距離の確保

建築物や可燃物から
安全な距離を確保する



熱源遮断装置の設置

薪を燃焼とするものは
消火器の設置で代替可能



たき殻受けの設置

薪ストーブの火の粉や
灰の引火防止措置



転落防止措置

風や地震等で倒れない
措置をとる



Q & A

Q.定格出力が6kWを超える薪や電気を熱源とするテント型・バレル型サウナの取り扱いとは？

A.「一般サウナ設備」として規制されます。

Q.建物内に設置するテント型・バレル型サウナの規制は？

A.「一般サウナ設備」として規制されます。

Q.建物の屋上に設置する定格出力が6kW以下の薪や電気を熱源とするテント型・バレル型サウナの規制は？

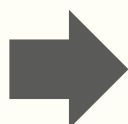
A.屋上は直接外気に接する場所に設置されていると判断され、「簡易サウナ設備」として規制されます。

届出について

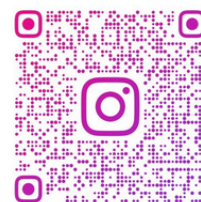
簡易サウナ設備のうち個人の住居に設けるものを除いたものは、当該施設の設置又は行為を行う7日前までに消防署への届出が必要となります。

※届出が不要な場合でも、設置にかかる基準に適合させる必要があります。

新着情報はこちらから
ご確認ください。



直方市公式ホームページ | 直方市消防本部



@NOGATA_FIRE119